

岡山県公報		目次	○ 平成三十年七月豪雨に伴い延長した県税の申告、納付等の期限の指定	【告示】
発行 岡山県		担当課（室）	税務課	
				
				目次
				担当課（室）

平成30年10月26日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第五百六十二号

岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）第二十三条第一項（岡山県産業廃棄物処理税条例（平成十四年岡山県条例第四十七号）第十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、平成三十年七月二十日付け（号外）公布岡山県告示第四百十五号（平成三十年七月豪雨に伴う県税の申告、納付等の期限の延長）において別に定めることとした期日のうち、倉敷市真備町に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税義務者又は特別徴収義務者に係るものについては、平成三十年十二月二十五日とする。

平成三十年十月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太